令 和 元 年 度

事 務 事 業 実 績

大阪府監査委員事務局

目　　　　　　次

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔頁〕

１　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　現員表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　事務事業執行概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

**１　沿　革**

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 変　　遷　　事　　項 |
| 昭和22年１月８日  22年10月８日  23年３月25日  23年８月21日  23年10月12日  24年７月15日  　 26年２月１日  　 28年３月25日  　 33年７月１日  　 36年４月１日 | 大阪府監査委員条例制定。  （地方自治法制定以前の暫定制度）  大阪府条例第19号により大阪府監査委員条例制定。  （昭和22年４月17日　地方自治法制定）  大阪府監査委員の事務を補助する書記定数条例（大阪府条例第13号）制定により大阪府監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）の定数を10名とする。  大阪府監査委員事務局規程（以下「規程」という。）制定により大阪府監査委員事務局組織を設置し、事務局長及び書記を置く。  規程を改正し、次長を置く。  大阪府職員定数条例（大阪府条例57号。以下「条例」という。）制定により事務局職員の定数を13名とする。  規程の全部を改正し、３係制とする。（企画係、監査第一係、同第二係）  規程の全部を改正し、３係制とする。（監査第一係、同第二係、同第三係）  規程の全部を改正し、２課４係制とする。（監査第一課（総務係、監査第一係）、監査第二課（調査係、監査第二係））  条例の改正により事務局職員の定数13名を26名に改める。  規程を改正し、２課５係制とする。（監査第二課に技術係を設置。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 変　　遷　　事　　項 |
| 38年４月１日  　 38年８月17日  　 39年４月１日    　 40年４月１日  　 42年４月１日    　 45年４月１日    　 49年４月１日  　 50年５月１日    53年４月１日  平成４年４月１日 | 条例の改正により事務局職員の定数26名を30名に改める。  規程を改正し、２課６係制とする。（監査第一課に監査第二係を設置、監査第二課の調査係を監査第一係に改称。）  条例の改正により事務局職員の定数30名を40名に改める。  規程の全部を改正し、２課７係制とする。（監査第二課に公営企業係を設置。）  条例の改正により事務局職員の定数40名を43名に改める。  規程を改正し、２課８係制とする。（監査第二課の技術係を廃止し、技術第一係及び同第二係を設置）  条例の改正により事務局職員の定数43名を45名に改める。  条例の改正により事務局職員の定数45名を48名に改める。  規程を改正し、２課９係制とする。（監査第一課に企画調査係を設置。）  条例の改正により事務局職員の定数48名を50名に改める。  規程の全部を改正し、２課10係制とする。（監査第二課に監査第三係を設置。）  規程を改正し、２課11係制とする。（監査第一課に監査第三係を設置。）  条例の改正により事務局職員の定数50名を48名に改める。  規程を改正し、２課９係２担当制とする。（監査第二課の公営企業係、技術第一係及び同第二係を廃止し、監査第四係及び技術担当（土木、建築）を設置。）  地方自治法改正による行政監査実施に伴い、監査第一課内に参事及び主幹を置く。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 変　　遷　　事　　項 |
| 10年４月１日  　 11年５月１日  　 12年４月13日  　 13年４月１日  　 15年４月１日  　 19年11月１日  　 21年４月１日  　 22年４月１日 | 行政監査と財務監査とを一体的に行うことにより、より効率的・効果的な監査執行を図ることとする。これに伴い、行政監査担当職員の配置換えを行う。  課及び係制の廃止に伴い、規程の全部を改正する。  事務局長のほか、次長、監査監（特別監査・総合調整担当、行政・財務監査担当、公営企業等監査担当）、主幹、主査及び主事を置く。  全庁における業務執行体制の見直し（グループ制・課長補佐制の導入）に伴い、「主幹」を「監査補佐」とし、「総務」「計画・調整」「技術」「行政・財務第一」「行政・財務第二」「公営企業第一」「公営企業第二」の７つのグループを設置する。  技術グループを廃止し、６グループ制とする。  計画・調整グループを調整グループに改称する。  調整グループを企画調整グループに改称する。  条例改正により監査委員を５人に増員。  監査の業務執行体制の見直しに伴い、監査監（行政・財務監査担当、公営企業等監査担当）及び「総務」「企画調整」「行政・財務第一」「行政・財務第二」「公営企業第一」「公営企業第二」を廃止し、監査監（行政・財務・公営企業等監査担当）及び「総務企画」「調整」「監査第一」「監査第二」「監査第三」の５つのグループを設置する。  監査の業務執行体制の見直しに伴い、「総務企画」「調整」の２つのグループをそれぞれ「総務調整」「企画推進」に改称する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 変　　遷　　事　　項 |
| 23年４月１日  　 23年６月13日  　 25年４月１日  　 30年４月１日 | 条例の改正により事務局職員の定数48名を38名に改める。  条例の改正により府議会議員のうちから選任される監査委員の数２名を１名に改める。  規程を改正し、２課５グループ制とする。（監査第一課に「総務調整」「企画推進」の２つのグループを、監査第二課に「監査第一」「監査第二」「監査第三」の３つのグループを設置。）  条例の改正により監査委員は、府議会議員のうちから選任しないことに改める。  条例の改正により監査専門員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。 |

**２　組　織　表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和２年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総務調整グループ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 監査第一課 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | |  | 企画推進グループ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事務局長 |  |  | 次　長 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 監査第一グループ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 監査第二課 |  |  | 監査第二グループ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 監査第三グループ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**３　現　員　表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　（令和２年３月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名  所属 | | 事　務  局　長 | 書　記 | 小　計 | 非常勤職員 | 合　計 |
| 現　　　員 | | 1 | 30 | 31 | 1 | 32 |
| 内  訳 | 事務局長 | 1 | ― | 1 | ― | 1 |
| 次長 | ― | 1 | 1 | ― | 1 |
| 監査第一課 | ― | 10 | 10 | 1 | 11 |
| 監査第二課 | ― | 19 | 19 | 0 | 19 |

**４　事務事業執行概要**

**１　組織及び人員**

　　令和２年３月31日現在、監査委員事務局の人員は、事務局長及び書記の31名である（条例定数38名）。

**２　監査法人に対する業務委託**

　　平成22年度より事務局監査等の一部を監査法人に委託した。

委託対象業務は、３(1)のうち大阪府の機関における庶務諸給与、新公会計及び情報セキュリティ等に係る事務局監査、３(3)に係る事務局監査、監査手法の助言・研修並びに５から８までに係る事務局検査及び審査である。

**３　定期監査等の実施状況**

(1)　定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第１項及び第４項）

本庁17機関及び出先機関319機関（公営企業を含む。）計336機関について監査を実施した。

実施に当たっては、各部局別に想定されるリスク等を記載した監査計画を策定し、対象機関に示すことにより、効率的な監査の執行を図るとともに、３Ｅ監査（経済性:Economy,効率性:Efficiency,有効性:Effectiveness）の視点に加え、内部統制の充実・強化を促す等監査の充実を図った。

また、出先機関に対する事務局監査において書面監査を一部で実施し、監査執行の合理化を図った。

○定期監査の実施状況（過去３年間）　　　　　　　　（単位：機関）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 本　庁 | 出先機関 | | 合　計 |  |
|  | うち公営企業 |  |
| 元 | 17 | 319 | 4 | 336 |
| 30 | 17 | 319 | 4 | 336 |
| 29 | 17 | 320 | 1 | 337 |

※　対象機関のうち７機関は、監査委員による現地調査を行った。

※　対象機関中247機関については、事務局による書面監査を実施した。

(2)　行政監査（法第199条第２項）

事務の執行が法令に定めるところに従い適正であるか、効率的・効果的であるか、所期の目的を達しているかについて、重点監査項目を設定するなど、定期監査に併せて監査を実施した。

(3)　財政的援助団体等監査（法第199条第７項）

本府が5,000万円以上の補助金等の財政的援助を与えている団体、本府がその基本金等の４分の１以上を出資している団体及び本府の公の施設の指定管理者について、財政運営の状況を調査するとともに、このうち必要と認めた25団体について、原則として前年度を対象に、その財政的援助に係るものの監査を実施した。

○財政的援助団体等監査の実施状況（過去３年間）　　（単位:団体）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 財政的  援助団体 | 出資団体 | 指定管理者 | 地方独立行政法人 | 合計 |  |
| 元 | 5 | 15 | 0 | 5 | 25 |
| 30 | 3 | 17 | 0 | 5 | 25 |
| 29 | 4 | 15 | 2 | 4 | 25 |

※　上欄の財政的援助団体は出資団体と重複するものは除く。

※　上欄の指定管理者は財政的援助団体または出資団体と重複するものは除く。

※　対象団体のうち３団体は、監査委員による現地調査を行った。

**４　定期監査等の監査結果**

令和元年度において改善要求をした件数は、定期監査等における本庁13機関、出先機関43機関、財政的援助団体等５機関の合計61機関に対する132件である。

○改善要求に係る監査対象機関・団体数及び件数（過去3年間）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 対象機関・団体数 | | | 件数 | | |
| 定期監査等 | | 財政的援助団体等監査 | 定期監査等 | 財政的援助団体等監査 | 合計 |
| 本庁 | 出先機関 |
| 元 | 13 | 43 | 5 | 126 | 6 | 132 |
| 30 | 13 | 53 | 6 | 129 | 8 | 137 |
| 29 | 13 | 46 | 13 | 121 | 18 | 139 |

＊　定期監査等には、情報セキュリティ等監査及び例月現金出納検査を含む。

処理区分別の状況

令和元年度は、施策事業に関するものが17件、事務処理に関するものが115件である。

**５　例月現金出納検査（法第235条の２第１項）**

(1)　一般会計及び特別会計

一般会計及び※就農支援資金等特別会計ほか14特別会計について、前々月分を対象として、提出された出納計算書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書の審査等により実施した。

※平成30年度から計16特別会計

(2)　公営企業会計

大阪府中央卸売市場事業会計、大阪府流域下水道事業会計及び大阪府まちづくり促進事業会計について、前月分を対象として提出された計理状況報告書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書の審査等により実施した。

**６　決算審査**

(1)　一般会計及び特別会計（法第233条第２項）

平成30年度の一般会計及び就農支援資金等特別会計ほか15特別会計の決算について提出された決算書及び証拠書類等を照合するとともに、定期監査等の結果を踏まえながら慎重に審査を行い、令和元年10月11日知事に意見書を提出した。

(2)　公営企業会計（地方公営企業法第30条第２項）

平成30年度の大阪府中央卸売市場事業会計、大阪府流域下水道事業会計及び大阪府まちづくり促進事業会計の決算について、提出された決算書及び証拠書類等を照合するとともに、定期監査等の結果をも参考にして慎重に審査を行い、令和元年10月11日知事に意見書を提出した。

**７　基金運用審査（法第241条第５項）**

平成30年度の用品調達基金及び小口支払基金の運用状況について、提出された証拠書類等を照合するとともに、定期監査等の結果を踏まえながら慎重に審査を行い、令和元年10月11日知事に意見書を提出した。

**８　健全化判断比率及び資金不足比率の審査**

**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項）**

　　平成30年度の一般会計及び就農支援資金等特別会計ほか15特別会計の決算並びに大阪府中央卸売市場事業会計及び大阪府まちづくり促進事業会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査について、提出された算定数値とその算出の基礎となった事項を記載した書類等を照合するとともに、定期監査等の結果をも参考にして慎重に審査を行い、令和元年10月11日知事に意見書を提出した。

**９　住民監査請求（法第242条第１項）**

令和元年度に監査結果を通知した住民監査結果は、１件である。

○住民監査請求の状況（過去３年間） 　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 請求 | 前年度か  らの繰越 | 結　　果 | | | 取下げ | 次年度へ繰越 |
| 勧告 | 棄却 | 却下 |
| 元 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 8 | 0 | 0 | 6 | 1 | 1 | 0 |
| 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

○令和元年度　住民監査請求一覧（結果を通知したもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件　　　　名 | 請求日 | 処理状況 | 備　考 |
| 万博誘致に関する府議会議員団の海外調査に係る件 | 元.５.16 | 元.７.12棄却 |  |

**10　包括外部監査（法第252条の37第１項）**

包括外部監査は、地方自治法及び「大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例」に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち特定のテーマについて、外部の専門家（弁護士、公認会計士など）との契約により、毎会計年度１回、監査を行うものである。

　　令和元年度のテーマは、「補助金等及び基金に関する財務事務の執行について」を選定し、監査を行い、指摘事項35件、意見108件の監査結果を、包括外部監査結果報告書として、知事、議長、監査委員などに提出した。

　　【包括外部監査人】松葉知幸弁護士（補助者７名）

　　【監　査　期　間】平成31年４月１日～令和２年１月31日